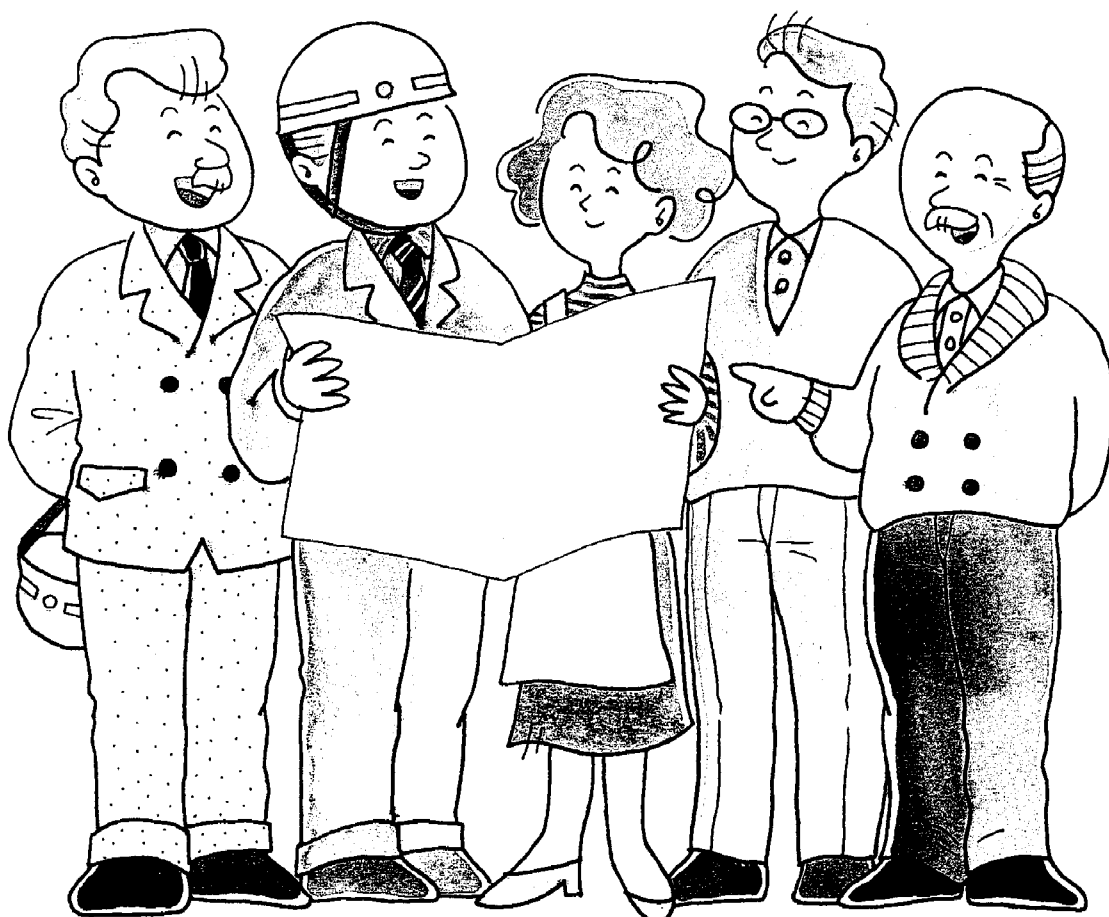


建築紛争調整のあらまし

—すみよいまちをめざして—



府中市都市整備部計画課

は ・ じ ・ め ・ に

府中市では「府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」(以下「条例」といいます。)で、建築計画の事前公開及び紛争の調整について定めています。

この条例は、中高層建築物の建築に係る紛争を未然に防止し、健全な生活環境の維持・向上及び良好な近隣関係を確保することを目的としています。

建築主の方は、周辺的生活環境に十分配慮して、建築計画を進めてください。紛争が生じたときは、相手の立場を尊重し、互譲の精神を持って解決するよう努めてください。

関係住民の方も、要求を一方向的に主張することなく、円満に話し合うよう努めてください。

対 象 と す る 中 高 層 建 築 物

用 途 地 域	中 高 層 建 築 物
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物 又は地階を除く階数が3以上の建築物
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	高さが10メートルを超える建築物

(高さは建築基準法の高さ)

問 合 せ 先

● 府中市都市整備部計画課

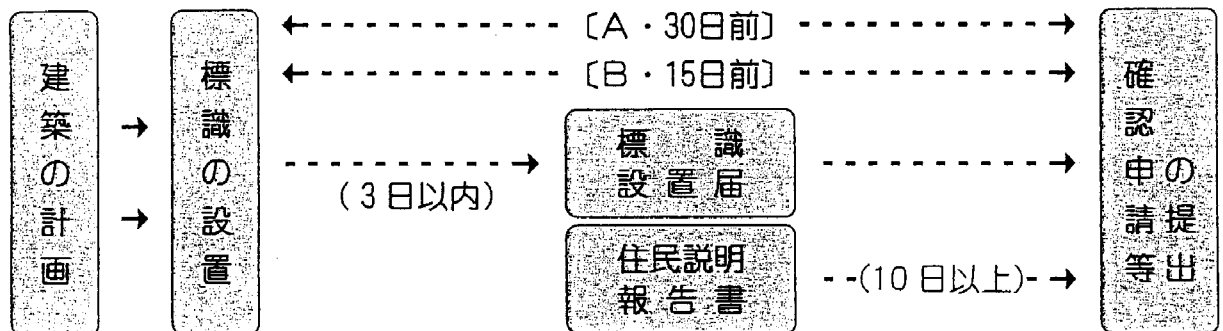
☎ 042-335-4335 (直通)

標識の位置

当該敷地の道路（二つ以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に面した見易い箇所に設置してください。

設置期間は確認申請等をしようとする30日前（又は15日前）から工事完了届等を提出する日までとし、標識の内容に変更があった場合は、速やかに訂正してください。

	標識設置日	建築物の規模
A	確認申請等を行う 30 日 前	延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、 高さが15mを超える中高層建築物
B	確認申請等を行う 15 日 前	A以外の中高層建築物

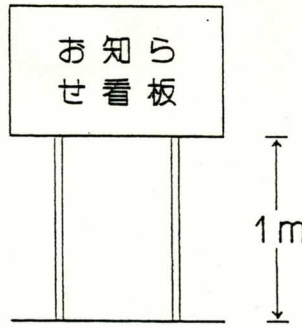
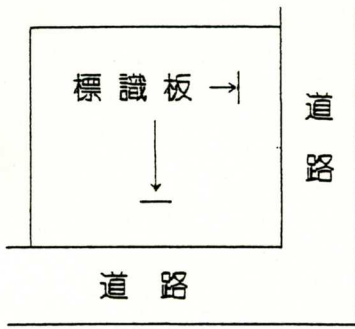


標識設置届

標識を設置した日から3日以内に届出をしてください。届出が遅れると確認申請等の提出の起算点が変わります。

提出書類	標識設置届 1部
添付書類	標識の写真—設置箇所数分の遠影及び近影の写真 日影及び近隣関係図—冬至日の一時間おぎの実日影（地盤面） 近隣関係住民の家屋の配置の概要

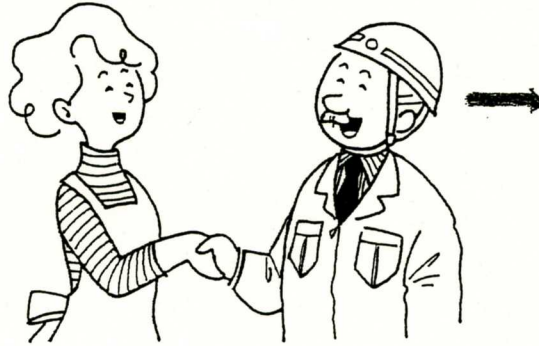
建築計画が決まったら



現場にお知らせ看板を

市へ標識設置届を

近隣への
挨拶・説明を



市へ説明会等の報告を

確認申請等の提出

お知らせ看板

90cm以上

建築計画のお知らせ

建築物の名称			
建築敷地の地名地番			
建築物の種類	用途	敷地面積	
	建築面積	延べ面積	
	構造	基礎工法	
	階数	地上階	地下階
着工予定	年月日	完了予定	年月日
建築主 (住所)	電話 ()		
設計者 (住所)	電話 ()		
施工者 (住所)	電話 ()		
標識設置年月日	年月日		
<p>○この標識は、府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡ください。 (連絡先) 電話 ()</p>			

* 増築の場合は、全体を () 書きにしてください。

* 標識は、工事完了届等を提出する日まで設置のこと。

